

◆福岡県立ももち文化センター ネーミングライツパートナー募集事業 選定基準

審査項目	審査のポイント	配点等
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項に定める「6 応募資格」において規定された条件を満たしているか ・経営状況(財務等)…3期連続赤字、若しくは直近で債務超過等、経営状況に問題はないか ・法令遵守状況…その他、公序良俗に反する行為や脱法行為の実績がないか ・その他指名停止、税滞納等の該当がないか 	(条件を充足しているかの確認を行う)
愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項に定める「7 愛称の命名条件」において規定された条件を満たしているか ・親しみやすい名称であるか ・呼びやすい名称であるか ・利用者に誤解を与えない名称であるか ・施設のイメージを損ねるような名称ではないか。 	(条件を充足しているかの確認を行う)
施設の用途や特性を踏まえた施設・地域への貢献策等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や地域の活性化に資する計画であるか ・施設の用途や性格上問題がない計画であるか ・実現可能な計画であるか (※具体的な実施内容等については選定後に県及び指定管理者と協議)	10
提案命名権対価	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要項記載の最低価額以上であるか ※得点の算定方法 配点×(応募者の提案金額÷提案金額の最高額)	40
合計点		50

※「応募者の健全性」、「愛称」について、それぞれ条件を充足できていると確認された提案のみ採点評価を行う。

※「施設の用途や特性を踏まえた施設・地域への貢献策等」の評価はA～Eの5段階評価とし、配点はA:10点、B:7点、C:4点、D:1点、E:0点とする。